

## 令和2年 第4回定例会（第1日11月26日）

### 〔質疑〕 沖本

議長のご指名をいただきましたので、ざま大志会を代表して総括質疑を行います。

質疑は、今定例会に上程されている諸議案のうち、議案第88号、令和2年度座間市一般会計補正予算（第13号）について、議案第94号、座間市総合計画策定条例について、伺ってまいります。なお、質疑ですので、自己の意見、提言は述べず、疑義をただすことにいたします。

まず、議案第88号、令和2年度座間市一般会計補正予算（第13号）について、大綱的な質疑を行い、個々の事業の細かい内容については、分科会並びに委員会において質疑、審査を行うこととします。

それでは、端的に伺います。本補正予算における歳入の確保、歳出における工夫など、積極的に前倒しされた事業を含め、当局の政策的、戦略的な取組、あるいは当局として鋭意努力された、そして、研究された事業について、その方針や目的、経緯、さらには現時点での予想される効果について伺います。

また、そうした当局の考えについて、あるいは、当然ながら、そこには遠藤前市長の考えも含まれていると思われれます。佐藤新市長としては、これらの事業に対して、どのような評価をされているのか、伺います。

次に、議案第94号、座間市総合計画策定条例について伺います。

他の自治体の総合計画策定条例を見ると、おおそ総合計画審議会への諮問が条文の中に組み込まれております。例えば逗子市の総合計画策定条例では、「（総合計画審議会への諮問）、第3条、市長は、総合計画の策定、変更又は廃止を行うときは、あらかじめ逗子市総合計画審議会条例第1条に規定する逗子市総合計画審議会に諮問するものとする。」という条文があります。本市においては、条例策定の前に、今年10月13日から11月12日の間に、（仮称）座間市総合計画策定条例（案）の骨子に関する意見公募、パブリックコメントを実施されており、その実施計画も含め、市ホームページから閲覧できるようになっています。こちらの意見公募の1件の意見趣旨にも条文の中に総合計画審議会を位置づけることを求める内容が示されています。この意見に対して、「本市では座間市附属機関の設置に関する条例第2条の規定により、総合計画審議会を設置し、同条例第3条の委任規定で座間市総合計画審議会規則を定めているため、現在の条例・規則を活かした上で、座間市総合計画策定条例を設置したいと考えています。」と市の考え方を示されておりますが、総合計画を策定するに当たり、誰が何をしなければならないのか、明らかにしておくことが必要であり、「第4条、市長は、基本構想の策定又は変更を行うときは、議会の議決を経るものとする」の前に実施すべきこととして、総合計画審議会への諮問を明文化しておくという考えを持ち得なかったのか、改めてお伺いし、1回目の質疑とします。（拍手）

### 〔答弁〕 市長

ざま大志会を代表して沖本浩二議員より総括質疑をいただきましたので、答弁をさせていただきますと存じます。

議案第88号、令和2年度座間市一般会計補正予算（第13号）についてご質疑をいただきました。

本補正では、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が再び増加する状況にあつて、同感染症対策を中心とした予算編成を行いました。例えば商工会補助事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対

策) ですが、新しい生活様式や多様化する働き方に対応するため、公共施設のリノベーション等を含めて検討する中、市商工会から地域や企業に対し果たすべき役割の一環として労働環境の整備を行うため、商工会館の活用について要望があり、市商工会がテレワーク等に適応する施設を導入することに一定の公益性があると判断し、補正予算に計上をいたしました。第四次座間市総合計画の施策44、商工業において、施策の方向の一つに、分野を超えた事業者間の連携強化促進とあり、商工会館を従来の利用に加え、コワーキングスペースやスポットオフィスとして利用可能とすることにより、異業種間の交流促進や創業者支援の強化が期待できるものと考えております。また、子ども未来部所管事業は、保育所、児童ホーム等での同感染防止対策に係る必要な経費を計上いたしました。そのほかにも、先ほど前任者に答弁をさせていただきました事業等がございます。私は、同感染症対策事業について、適時的確な予算計上ができたものと考えております。

続きまして、座間市総合計画策定条例についてご質疑をいただきました。

地方自治体が総合計画を策定することに関して、現行の第四次座間市総合計画の策定時は、当時の地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を経て、基本構想を定めることが義務づけられておりました。同規定は、その後の法改正で削除されましたが、同法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村が自主的な判断により、基本構想について議会の議決を経て策定することは可能とされています。本市では、基本構想を策定すること、策定時には議会の議決を経ることが必要かつ重要と判断しているため、従来の地方自治法の規定に代わるものとして、基本構想の策定根拠とする本条例を制定するものでございます。なお、基本構想の策定に関する事項を総合計画審議会で調査、審議するための規定は、同条例に明文化せず、座間市附属機関の設置に関する条例及び座間市総合計画審議会規則の規定を生かすことで対応をいたします。今後開始します次期総合計画基本構想の策定作業に当たっては、総合計画審議会に限らず、地区別懇談会、タウンミーティングなどといった多様な手法を用いて、市民の声をお聞きしながら、その策定過程や策定段階を明確にお示しし、令和4年第3回定例会への議案提出を目指して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

#### 〔質疑〕 沖本

それでは、いただいた答弁に対して、1点だけお伺いさせていただきます。

今、佐藤新市長からは、今回の補正予算に関しましての事業につきまして、適時的確な予算計上ができたという評価をされておりますが、今回の補正の事業に関していいますと、佐藤新市長として携われたというか、指示をされた事業というのがあったのかどうか、それだけ伺いたいと思います。

#### 〔答弁〕 市長

再質疑をいただきました。私が就任してから、どういった事業に取り組んだかといった質疑だと思います。

地方創生臨時交付金に関しましては、9月30日に実施計画を提出をしておりますが、この補正提出に当たりましては、私が就任してから、それぞれ各事業、確認をいたしまして、精査をし、そして、提出をさせていただくことを指示をさせていただきました。そしてまた、電子計算業務費（新型コロナウイルス感染症緊急対策）についてであります。こちら指示をさせていただいたところでもあります。それぞれの内容につきまして、しっかりと精査をさせていただいた上で、指示をさせていただいたところでもありますので、ご理解をいただければと思います。